

(4) 学長選考会議

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

学長選考会議は、国立大学法人法第 12 条第 2 項に則り整備された国立大学法人上越教育大学学長選考会議規則に基づき、次のとおり学長の選考等に関する事項を審議する。

- i) 学長選考基準の作成等に関する事項
- ii) 学長候補者の選考に関する事項
- iii) 学長の任期に関する事項
- iv) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- v) 学長の解任に関する事項
- vi) その他学長の選考等に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

学長選考会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員 3 人及び教育研究評議会から選出された委員 3 人（学長及び理事である評議員を除く。）で組織されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和 3 年度は、3 回（第 52 回～第 54 回）開催した。

イ 審議された主な事項

審議事項は、①議長の選出、②議長の職務を代行する者の指名、③学長選考に係る今後の検討課題、④学長の業務執行状況の確認、⑤国立大学法人法の改正に伴う規則の一部改正等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

前年度に実施した学長選考における課題について、重点的に検討した。

また、国立大学法人法の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）による学長選考会議規則等の改正を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

今後は、令和 2 年度に行った学長選考及び選考委員からの意見を踏まえ、意向投票の在り方（投票権の範囲）及び学長の任期について検討する必要がある。